

新しい生活様式推進機器購入等支援事業 申請要領

1. 事業の目的

県内小規模事業者及び宿泊事業者の機器購入等を支援することにより、感染症に対して強靱な社会・経済の形成を目指す「やまなしグリーン・ゾーン構想」の推進を図ること

2. 支援対象・支援額

(1) 山梨県内において、消費者との間で決済を行う小規模事業者

※ 個人事業者を含みます。

※ 営業許可証、履歴事項全部証明書、事業の開業・廃業等届出書等により対象事業を営んでいることが確認できる必要があります。

支援額：1店舗・施設あたり最大30万円（支援率10/10）

（下限5万円 ※申請額の合計が5万円を超えれば対象です。）

※ 対象事業者は別紙「新しい生活様式推進機器購入等支援事業 主な対象事業者」をご確認いただくか、事務局へお問い合わせください。

(2) 山梨県内において、旅館業法における宿泊施設を営む事業者

※ 個人事業者を含みます。

※ 営業許可証等により事業を営んでいることが確認できる必要があります。

支援額：1施設あたり最大300万円（支援率3/4）

※ 支援額の算定例は次のとおりです。

例①) 機器整備等費用合計：360万円

支援金計算： $360万円 \times 3/4 = 270万円 \leq 300万円$

→ 270万円

例②) 機器整備等費用合計：540万円

支援金計算： $540万円 \times 3/4 = 405万円 > 300万円$

→ 300万円

(留意点)

※ 対象事業者か迷う場合は、事務局へお問い合わせください。

※ 同一事業者が複数の店舗・施設を運営している場合、それぞれの店舗・施設ごとに申請可能です（店舗・施設ごとに申請書提出）。

※ 本事業における小規模事業者とは、中小企業基本法や小規模事業

者支援法等に規定される小規模企業者の定義を準用し、宿泊業、娯楽業、道路旅客運送業に分類される事業者は、店舗・施設ごとに、消費者と接触がある部門に常駐する従業員の数が20人以下、その他の対象事業者は5人以下とします。

※ 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指し、パートやアルバイトも含まれます。ただし、会社役員、個人事業主（同居の親族従業員含む）、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試しの使用期間中の者は除きます。

※ 次の（1）から（5）のいずれかに該当する場合は、支援対象外です。

（1） 国、法人税法別表第一に規定する公共法人

（2） 風俗営業等の規制および業務の適正化に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

（3） 政治団体

（4） 宗教上の組織若しくは団体

※ ただし、旅館業法に基づく許可を受けて旅館業を営む事業者又は食品衛生法に基づく許可を受けて飲食業を営む事業者は当該事業部分に限る部分について申請可

（5） 新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づき、県による休業の協力等の要請を受けている施設を管理する事業者

※ 当該要請が解除された場合又は要請の個別解除を受けた場合については申請可

（6） （1）から（5）に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断される者

※ 支援額について、次のとおりとします。

- ・ 支援金交付額は、1,000円未満を切り捨てます。
- ・ 申請回数は1店舗・施設あたり1回までです。
- ・ 小規模事業者対象か宿泊事業者対象かいずれか一方のみ申請可とします。
- ・ 国や県、市町村の補助金を一部受けている場合、本事業における申請分と重複がなければ申請可能です（他からの補助金額を差し引いた額で申請してください）。

3. 支援対象事業

支援対象（小規模事業者・宿泊事業者共通）が行う次の事業に要する経費
※（１）及び（２）の組み合わせも可です。

（１） キャッシュレス決済の環境整備

※ 番号入力などによる接触がある決済のみの導入は、該当しません。
QRコード決済、電子マネー決済、差し込み・スライド・タッチ式によるクレジットカード決済等、非接触決済の機能が前提です。

端末・付属品費	別表「新しい生活様式推進機器購入等支援事業 主な対象備品・消耗品」のとおり
その他	本体機器を備え付けるために必要な設置費用（据付、配線工事等）

（２） 感染症予防のための備品・消耗品購入

器具費	別表「新しい生活様式推進機器購入等支援事業 主な対象備品・消耗品」のとおり ※ 消耗品のみの申請はできません。
その他	配送手数料、運搬費 等

※ 支援対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。

※ 山梨県における緊急事態措置が行われた4月20日（月）以降、令和3年2月28日（日）までに当該購入・整備に対する支払いがされた事業が対象です。なお、予算の執行状況により、2月28日を待たずに事業を終了する場合があります。

※ 建造物を造成するなど、工事に該当するものは、「新しい生活様式推進設備改修等支援事業」がありますので活用をご検討ください。

4. 申請方法

メール及び郵送

- ・ 事務局又は県のホームページから申請書をダウンロードし、PDF等により電子化した添付書類とともにメール又は郵送で提出してください。
(事務局ホームページ)

開設次第お知らせします。

(県ホームページ)

<https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/gz-sien.html>

(提出先アドレス) ※送付間違いに十分ご注意ください。

yamanashigz@gmail.com

(事務局) 〒400-0031 甲府市丸の内2-16-1-6F

新しい生活様式推進機器購入等支援事業 事務局

オンライン申請

- ・ 事務局が開設するオンライン申請受付システムに必要事項を入力し、送信してください。
- ・ オンラインシステムアドレス (準備中・7月下旬開設予定)

https://va.apollon.nta.co.jp/green_zone/

- ※ 感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等はいりません。
- ※ 郵送の場合、封書の裏面には必ず差出人の住所及び氏名をご記載ください。
なお、文字の判別が困難になる恐れがあるため、FAXによる提出は不可とします。
- ※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡することがありますので、書類は控えをとるようにしてください。
- ※ 書類の不備や確認に時間を要した場合に、支払いまで時間を要することがあります。
- ※ 申請内容が適正と認められないときは申請を却下することがあります。
- ※ 申請書類等は返却しません。また、申請に係る費用は申請者自身の負担となります。

5. 申請書類

(1) 支援金交付申請書・添付書類チェック及び誓約事項(様式1)

※ 小規模事業者向け支援金を申請する場合は様式1-1、宿泊事業者向け支援金を申請する場合は様式1-2を使用してください。

(2) 添付書類①・領収書やレシートの写し

(3) 添付書類②・支援対象の機器等(消耗品除く)の店舗・施設内での

利用状況がわかる写真（カラーに限る）（A4サイズへ貼り付け。電子データの場合はできるだけ容量を抑えること）

（４） 添付書類③（各種営業許可証、履歴事項全部証明書、事業の開業・廃業等届出書等、対象事業を営んでいることがわかる書類の写し等）

（５） 添付書類④（振込先口座と口座名義がわかる通帳の写し）

※ メール、オンライン申請はPDF等により電子化したもので提出可

※ 申請様式は、県ホームページよりダウンロードしてください。

(<https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/gz-sien.html>)

6. 申請受付期間

令和2年7月10日（金）～令和3年2月28日（日）

※ メール、郵送、オンライン申請いずれも令和3年2月28日までに必着のこと。なお、予算の執行状況により、2月28日を待たずに受付期間を終了する場合があります。

7. その他留意事項

- ・ 本支援金で取得した単価50万円以上の財産については、支援対象が支援金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、もしくは担保に供しようとする場合や「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数の期間内に廃棄しようとする場合は、財産処分承認申請書（様式2）を知事に提出し、その承認を受けること。なお、承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の一部を県に納付すること
- ・ 検査・報告・是正のための措置の求めがあったときは、これに応じること
- ・ 山梨県暴力団排除条例第9条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。なお、このことを確認するため必要な事項を山梨県警察本部組織犯罪対策課長に照会する場合があること
- ・ 支援対象として申請した内容（経費）に関して、すでに国・都道府県・区市町村等が実施する他の制度（補助金等）から支援を受けている場合は、当該交付額を差し引いた額に対して申請すること
- ・ 山梨県に対する事業税等の滞納や賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。また、過去に国・都道府県・市町村等から支援を受け、不正

等の事故を起こしていないこと

- ・ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、支援事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- ・ 申請内容については、事業者名、申請内容など必要最小限度の範囲で公表することに同意したものとみなすこと
- ・ 支援金に関する支出書類は事業年度終了後5年間保存すること
- ・ 提出書類に虚偽の記載や支援事業の実施に不正行為があった場合は、支援の決定を取り消し、すでに支援した額の返還を求める場合があること
- ・ その他、県の公的資金支援先として不適切と判断されるものでないこと
- ・ 支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は決定を取り消すことがあるとともに、期限を定めて返金を命じること。助成金の返還を命じたときは、この命令に係る支援金の受領日から納付日までの日数に応じ、返還すべき支援金の額に、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（加算額）を県に納付しなければならないこと。また、支援金の返還を命じられたにもかかわらず、返還すべき支援金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額に対して、同条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（延滞金）を支払うこと

8. 問い合わせ先

新しい生活様式推進機器購入等支援事業 事務局

電話番号：055-237-6600 受付時間：平日午前10時～17時

メール：yamanashigz@gmail.com

★★支援金・助成金を装った詐欺にご注意ください★★

支援金支給にあたってATM操作、手数料振込、暗証番号聞き取り等を求めることはありません。不審な電話・メール等があった場合は最寄りの警察署にご連絡ください。

- 工事を伴う設備改修は、設備改修等支援事業事務局055-236-1230へお問い合わせください。